

願ノ趣認許ス

明治三十年一月十四日

官職甲第四号

非職農商務省工務局次長石原豊貫儀今般
日本銀行支配役トナリ同行ヨリ俸給ヲ受ケ
度旨別紙寫之通願出タルニ付非職条例第七
條ニヨリ認許アラシメテフ

明治廿年一月十一日

農商務大臣伯爵山縣有朋

内閣總理大臣伯爵伊藤博文殿

面中一紙認可ス

明治三十年一月廿五日

私儀

今般日本銀行ヨリ同行支配役ニ申付月俸而
田支給致候旨申越候間承諾仕度ニ付
御許可被成下度此段奉願候也

明治廿年一月八日

非職農商務省工務局次長石原豊貫

農商務大臣伯爵山縣有朋殿

農務大臣

農甲二号

明治三十年一月廿五日

内閣書記官

内閣總理大臣

内閣書記官長

農商務大臣稟申 非職農商務省
工務局次長石原豐貫 日本銀行事
務ニ從事願件

別紙農商務大臣稟申 非職農商務省
工務局次長石原豐貫 日本銀行支取役
囑托セラルルニ付同事務ニ從事致度出

願ノ趣ハ左ノ通指令可相成歟哉ヲ仰

指令案

稟申ノ趣認可ス

明治二十年一月廿五日



甲第十五號

本院非職元大書記官早川勇儀今般
東京米商會所副頭取ニ撰奉ヲ受候ニ由
同事務ニ從事致シ度旨別帛之通願出
候間御許可相成候様致シ度此段申候也
明治二十年一月十二日

元老院議長伯爵大木喬任

内閣總理大臣伯爵伊藤博文殿

稟申ノ趣認可ス

明治二十年一月廿五日